



■ パートタイム会計年度任用職員の場合、他の事業所との兼業を希望する場合は、次の項目をすべて満たしている必要があります。

- ① 兼業先の業務と勤務時間が重複しないこと。
- ② 1日の合計就労時間が8時間を超えないこと。
- ③ 1週間の合計就労時間が40時間を超えないこと。
- ④ 1週間のうち少なくとも1日は、休み（どちらの業務もない日）があること。
- ⑤ 兼業先の業務に従事することが、職員全体の不名誉とならないこと。
- ⑥ 兼業先の業務が、会計年度任用職員の身分上ふさわしくない性質を持たないこと。